

栗東市地域防災計画（案）に関するパブリックコメントの結果について

【意見募集の概要】

1. 意見募集の期間

令和 6 年 1 2 月 2 5 日（水曜日）～令和 7 年 1 月 2 0 日（月曜日）

2. 意見募集の周知方法

広報りっとう、市ホームページ

3. 閲覧場所

市ホームページ、市役所危機管理課（栗東市危機管理センター 2 階）、市役所情報公開コーナー（庁舎 1 階）、各学区コミュニティセンター

4. 意見提出方法

郵送、持参、F A X、メール

【意見募集の結果】

意見の内容と市の考え方は以下のとおりです。

意見の件数 2 0 件

①	優先度の高い対策にかかる実施計画の立案（本編 P5）
○意見 3 項「計画の習熟及び推進」に以下の記述を追加 第 2 章「防災予防計画」、特にその第 1 節「地域の防災力を高めるための対策」について、優先度の高い対策は実施計画を立案し、その進捗を防災会議に報告する。 <u>理由</u> 地域の防災力を高めるための対策は非常に重要であり、実施計画を立案し、その進捗を防災会議に報告する等で確実に推進することが大事。	
●回答 市では、第 2 章「災害予防計画」に基づき、災害が発生していない平常時に実施する事前の対策を推進してまいります。 また、優先度の高い対策にかかる実施計画の立案については、今後の社会情勢等に注視しながら、必要に応じて検討していきたいと考えていることから、追加の記述は行わず、現行案のとおりとします。	
②	自主防災組織の育成のための取り組み（本編 P26）
○意見 第 2 項「地域特性に応じた組織の育成」に以下の様に具体的な取り組み方針を記述 ① 高い災害リスクが想定される自治会に対しては第 2 章 1－6 に基き「地区防災計画」を策定・運用する。 ② それ以外の自治会は、資料編 2－5「自主防災組織の活動、組織例」や滋賀県の「自	

主防災組織・活動マニュアル」を参考に現状の自主防災組織・活動の見直をする。 <u>理由</u> 自主防災組織・活動の充実は地域防災計画の重要課題であり、その推進を図るための具体的取り組み方針を策定し、市民や自治会に示す必要がある。上記は私案で有り、参考にして指針を策定し、市民や自治会に示す必要がある。	
●回答 地区防災計画の作成や自主防災組織の活動は、地域住民が自発的・主体的に各地区の特性に応じた災害リスクを踏まえて取り組むものであると考えており、市が災害リスクの高低を設定して地域が取り組む方向性を決めるものではないことから、追加の記述は行わず、現行案のとおりとします。 市としては、ハザードマップ等により災害リスクを周知するとともに、地区防災計画の作成にあたっては、「地区防災計画作成マニュアル」をお示しし、必要なアドバイスを行う等、地域の取り組みが円滑に進むよう支援を行ってまいります。	
③	災害時避難行動要支援者名簿の作成、個別避難計画の策定（本編 P28） ○意見 要支援者名簿の作成と個別避難計画の策定とも自治化、民生委員や関係機関との連携を追記。 <u>理由</u> 市だけで名簿や個別避難計画を作るのは無理であり、自治会、民生委員や関連機関との連携は不可欠である。要支援者登録数は50%にも行っていないのでは？これでは個別避難計画は進まない。
●回答 ご意見のとおり、災害時避難行動要支援者名簿の作成や個別避難計画の策定にあたっては、自主防災組織や民生委員・児童委員との連携が必要であると考えております。これらの関係機関は、P28の「主な連携先」に記載されていることから、追記は行わず、現行案のとおりとします。	
④	優先度に基づく個別避難計画の策定（本編 P28） ○意見 個別避難計画は、優先順位チェックシートを用い、点数の高い要支援者を優先して策定する。 <u>理由</u> 高島市の例にもあるように、まずは、優先度の評価に基き個別避難計画を策定するのが現実的です。
●回答 ご意見のとおり、個別避難計画の策定は、優先度が高い要支援者から進めていくよう努めてまいります。	

⑤	自治会における要支援者支援（本編 P28）
○意見	自治会での要支援者支援活動を行うための指針が必要。 <u>理由</u> 多くの自治会で要支援者支援活動に苦慮しているのが現状で有り、その指針を策定・示す必要がある。（ネットから多くの事例を入手可）
●回答	ご意見の内容につきましては、市で、「災害時における要支援者避難支援の手引き」を作成し、公表しております。
⑥	福祉避難所の整備（本編 P31）
○意見	民間福祉施設の福祉避難所への指定は進捗しているのか？ その前に、現状の福祉避難所で災害発生時対応可能と考えているのか？収容能力、利便性等評価しているのか？
●回答	P31 第 2 章第 1 節第 5 の 5（1）に記載のとおり、事前協定の締結に努めております。収容能力、利便性等の評価を踏まえながら推進してまいります。
⑦	業務継続計画との関連（本編全般）
○意見	発災時の、業務継続計画（BCP）に触れられている箇所が、原子力災害（UPZ 圏外であるのだが、庁舎を廃棄した場合）時と、ライフラインにおける下水道についてのみである。（水道は？）大規模災害時の業務継続計画についての説明が本編の冒頭に触れる事も必要だと考える。発災時は市の職員も被災者となることから、職員の出勤可能体制も含めて災害対策本部の人員体制を業務継続計画と並行して明記すべきと考える。
●回答	ご意見のとおり、本編の表紙裏面に業務継続計画との関連性について追記します。 本編表紙裏面 《したがって、市職員は、事前に本編を通読し、本市の災害への備え、全庁及び自らの所属部における災害対応の全体の流れについて理解するとともに、災害時には、自らが所属する班が行うべき災害対応を確認し、別冊の「災害対応マニュアル編」及び「資料・様式編」に従って災害対応を取り行うものとする。》 ↓ 《さらに、本市では、被災による行政機能の低下や少ない参集職員、資源を前提として、非常時優先業務を定めた栗東市業務継続計画および応援職員等を迅速、的確に受入れて情報共有や各種調整を行うための体制と受援対象業務を定めた栗東市災害時受援計画を策定してい

	る。 したがって、市職員は、事前に本編を通読し、本市の災害への備え、全庁および自らの所属部における災害対応の全体の流れについて理解するとともに、災害時には、自らが所属する班が行うべき災害対応を確認し、別冊の「災害対応マニュアル編」および「資料編」、「業務継続計画」、「災害時受援計画」に従って災害対応を取り行うものとする。》
⑧	要配慮者の避難先（本編全般）
	○意見 大規模災害発生時の住民の避難行動と避難先についての考え方が、国の災害対策法の法改正に追い付いていないように見受けられる。新たに個別避難計画の項目が追記されているが、従来型の広域避難所への住民避難が前提となった現行の栗東市地区防災計画のままであって、個別避難計画の対象者であっても、広域避難所へ避難してから避難所運営委員会（地域住民）でそのケースケースで災害対策本部と調整してから福祉避難所へ誘導する計画となっているように見受けられ、本来であれば、個別避難計画書を作成した要援護者については、その支援内容に基づき直接福祉避難所へ避難するべきであるはずが、根本的にそのような栗東市地域防災計画になっていないように見受けられた。医療的ケア児などは、医療機器とともに避難することを要する。もう少し福祉部局が中心に個別避難計画に取り組むためにも本計画で明確にする必要があると考える。
	●回答 ご意見のとおり、在宅での生活の継続や指定避難所での避難生活が困難な要配慮者については、福祉避難所に直接避難するものと考えており、その旨を P100 第 3 章第 3 節第 1 の 5（1）2）に記載しております。
⑨	地震の被害想定（本編 P13）
	○意見 被害想定数値が平成 26 年を根拠となっているが、県内他市では人口減少の地域であれば最大数として認識できますが。栗東市ではその後の人口増加やマンション等の建築により、都市構造が変わってきているのでこの被害想定は現状で正しいのか。火災被害が 0 と見られていますが、能登の輪島の被害を見ると、ほばないと言い切れるのでしょうか。被害想定数は人口伸びからも上方修正すべきではないですか。
	●回答 被害想定につきましては、滋賀県地域防災計画との整合を図るという観点から、滋賀県が平成 26 年 3 月に実施した「滋賀県地震被害想定調査」の結果を踏まえたものとしております。
⑩	避難所開設訓練（本編 P25）

○意見

各種訓練が想定されていますが、避難所の開設は共助となることを想定しているのであれば、避難所開設マニュアルや開設訓練は必須だと考えます。明確な位置づけを願いたい。

●回答

ご意見の内容につきましては、市で、「避難所運営マニュアル」を作成し、公表するとともに、その中で訓練の実施について記載しております。

⑪ 防災資機材に関する補助事業（本編 P26）

○意見

自主防災資器材の整備についての明記があるが、現補助要綱は消防資器材のみとなっている。計画に位置付けられているのであれば、防災資器材として整備願う。（資料編参照）

●回答

市では、「栗東市消防施設等整備事業補助金交付要綱」を見直し、防災資機材も含めた補助対象の拡充に向けて検討をしております。

このことから、P26 第2章第1節第3の3に記載している「消防施設等整備事業補助事業」を「補助事業」に修正するとともに、P36 第2章第2節第2の1に記載している「栗東市消防施設等整備事業補助金交付要綱」等に基づいて」を削除します。

本編 P26「3 活動に対する支援」

《自主防災組織の防災資機材の整備に対し、消防施設等整備事業補助事業などにより支援を行う。》



《自主防災組織の防災資機材の整備に対し、補助事業などにより支援を行う。》

本編 P36「1 消防防災施設の整備」

《なお、栗東市では「栗東市消防施設等整備事業補助金交付要綱」等に基づいて、自治会が消防および防災の用に供する施設等を購入または設置しようとする経費に対し、補助金を交付している。》



《なお、栗東市では、自治会が消防および防災の用に供する施設等を購入または設置しようとする経費に対し、補助金を交付している。》

⑫ 避難行動要支援者の自治会の取り扱い（本編 P28）

○意見

避難行動要支援者の自治会の取り扱い、個人情報保護審議会等での意見等との整理についての考え方を補足願いたい。

新たに、重症心身障害児および医療的ケア児について明記されたことは良いことだと思うが、こうした避難行動支援者は、広域避難所ではなくどこに避難するのが明記必要でな

いか。	
●回答 避難行動要支援者の自治会の取り扱いにつきましては、市が作成した、「災害時における要支援者避難支援の手引き」に記載しております。 また、在宅での生活の継続や指定避難所での避難生活が困難な避難行動要支援者を含む要配慮者については、福祉避難所に直接避難するものと考えており、その旨を P100 第 3 章第 3 節第 1 の 5（1）2）に記載しております。	
⑬	個別避難計画と整合が取れた地区防災計画の策定（本編 P32）
○意見 個別避難計画を策定した避難行動要支援者の個人情報はかなり高度であり、医療的な面や福祉的な側面は専門性が高いことが想定され、これらを共助としての地区の防災計画で策定するということは現実的でないと思う。まさしく公助的な意味合いが大きいと思うものを地域住民にそのまま丸投げとするような計画は再考願いたい。	
●回答 地区防災計画の作成は、地域住民等が自発的・主体的に各地区の特性に応じた災害リスクを踏まえて取り組むものであると考えておりますが、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を作成する場合は、両計画の整合が図れるよう必要なアドバイスをを行う等の支援を行ってまいります。	
⑭	避難所運営の主体（本編 P33）
○意見 他市からの避難受入れ計画においては、避難住民が栗東市民ではないことから避難元自治体職員が中心に避難所運営をおこなうことを明記願いたい。	
●回答 栗東市内の避難所は、地域のコミュニティ組織、避難者、派遣された栗東市職員、施設管理者により設置する避難所運営委員会が運営していくものと考えております。	
⑮	災害廃棄物の仮置場（本編 P38）
○意見 能登の震災でも被災ごみの処理については莫大な量になっていると聞いています、仮置き場等の中間処理施設の候補地は、確保に努めるものではなく、ちゃんと計画に位置付けるべき。	
●回答 中間処理ができる仮置場候補地の選定については、「栗東市災害廃棄物処理計画」に基づき検討しております。	
⑯	発災時のインターネット対策（本編 P40）

	○意見 発災直後は、一斉にアクセスされるとサーバーがダウンするリスクが高まる。能登地震でも石川県が災害簡易版に切り替えられいた、発災時の情報の整理とその対策を含めて対応願いたい。
	●回答 発災時に必要な情報が的確に提供できるよう、栗東市ホームページを災害簡易版に切り替えを行う等、必要な対策を推進してまいります。
⑰	自主防災組織の備蓄（本編 P43）
	○意見 自助努力の促進では、自主防災組織で非常食等の備蓄を啓発とあるが、自主防災組織は共助組織であり備蓄を啓発ではなく、市として財政的支援を行うべき、本来は公助の範囲を共助で担っているはずである。
	●回答 市においても、生活必需品等の備蓄目標を定め、備蓄体制の整備を図っておりますが、市の備蓄品ですべてを賄えるものでないことから、備蓄の推進について、住民や自主防災組織等に啓発していきたいと考えております。
⑱	在宅避難者、車中泊避難者の支援（本編 P123）
	○意見 避難所の運営の中、在宅避難者の支援方法についてまで避難所運営委員会が担うことは現実的でないと考える。また、車中泊避難者のスペース確保については避難所運営委員会が検討するものではないと考える。いずれも、避難所運営として一括りにするのではなく、別の項目として整理すべきと考える。（これらは避難所運営ではないと考える。）
	●回答 在宅避難者や車中泊避難者の支援については、派遣された市職員を含む避難所運営委員会と市が連携しながら取り組みに努めたいと考えております。
⑲	災害廃棄物の一次仮置場（本編 P143）
	○意見 災害廃棄物の一時仮置き場が明確に位置づけされていない。早急に場所を明記する必要があると考える。（再）
	●回答 一次仮置場の候補地の選定については、「栗東市災害廃棄物処理計画」に基づき検討しております。
⑳	避難行動要支援者に対するマニュアル（災害対応マニュアル編）
	○意見 個別避難計画に基づく要援護者に対するマニュアルが明記されていない

●回答

避難行動要支援者に対する支援については、個々で異なり、一律でないことから、それぞれの個別避難計画に基づき行うものと考えております。